

奄美市「食」の自立支援事業委託事業者公募要項

令和 8 年 2 月
奄美市高齢者福祉課

本公募は、令和8年度契約の準備行為であり、事業実施候補者が選定された後の契約締結は、奄美市「食」の自立支援事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とする。

よって、業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の公募による業務の執行は行わないこととし、公募参加者又は事業実施候補者において損害が生じた場合にあっても市はその損害について一切負担しないこととする。

1 公募の目的

奄美市「食」の自立支援事業の実施にあたり、広く事業提案を募集し、その業務に最も適した事業実施候補者を選定することを目的とする。

2 公募の概要

(1) 配食地区

- ① 佐大熊町、小浜町の全域、及び井根町、伊津部町、幸町、港町の一部
- ② 上記地区の利用者 40人程度

1週間当たりの食数 昼 120 食程度 夕 130 食程度

※日曜日を含んだ食数

※令和8年2月の利用者にて算定

1年間の事業収入の目安 11,520千円

(1か月当たり食数 1,000食×12月×960円)

※ 利用者が増減する可能性があります。

(2) 参加資格

- ① 「別紙 奄美市「食」の自立支援事業委託業務 仕様書」に基づく業務の履行が可能な事業所。
- ② 奄美市内に活動拠点となる事業所を有し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を取得していること。営業許可を取得していない場合は、事業開始までに営業許可を取得すること。

利用者の要望に応じて「きざみ食等」の介護食への対応や利用者の健康状況に応じて「塩分、糖質等」の制限食への対応が可能であること。

- ③ 奄美市内に活動拠点となる健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく特定給食施設において調理を行う場合は、特定給食施設の届出を行っていること。

- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑥ 奄美市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成28年奄美市告示第107号）に基づく暴力団排除措置対象法人等でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

（3）事業内容

「別紙 奄美市「食」の自立支援事業委託業務 仕様書」のとおり。

（4）委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、契約は単年度毎とし、各年度の本事業にかかる予算配当があること及び前年度の履行状況が良好であることを条件に次年度以降の契約締結を行います。

3 応募について

（1）参加申込

この公募に参加する意思がある場合は、「別紙 奄美市「食」の自立支援事業委託事業者公募参加申込書」に必要事項を記載し、押印のうえ、提出すること。

提出期限：令和8年2月10日（火）17時まで

提出は、「7 提出先」まで持参または郵送すること。

※郵送の場合、提出期限当日必着とする。

【提出書類】

- ① 奄美市「食」の自立支援事業委託事業者公募参加申込書 1部
- ② 企業概要 1部

※ 添付書類 各1部

ア 定款および登記簿謄本の写し

イ 食品衛生法による営業許可証の写し

注) 営業許可を取得する予定の場合は、営業許可証の写しの提出は不要としますが、事業開始までに営業許可を取得すること

を条件とします。

ウ 健康増進法による給食開始届出済証の写し

注) 特定給食施設で調理する場合に限ります。

エ 法人税, 法人市民税, 消費税及び地方消費税等の納税証明書

(未納がないことの証明)

オ 過去3年分の決算書等の経営状況の分かる書類

(2) 参加資格確認結果の通知

参加申込の内容について、参加資格を満たしているか確認し、令和8年2月12日（木）に、参加申込のあった者に、参加資格確認結果の通知を行います。

(3) 質問の受付及び回答

受付期間：令和8年2月12日（木） 8時30分から

令和8年2月18日（水） 17時まで

下記連絡先へ「別紙 公募要項等に関する質問書」により電子メールで送付すること。また、質問の受付確認のため、メール送付の際は、その旨を電話連絡すること。

質問の回答は、令和8年2月19日（木）までに、奄美市ホームページに掲載する。

(4) 事業実施提案書

「別紙 奄美市「食」の自立支援事業 事業実施提案書」に必要事項を記載し、提出すること。

提出期限：令和8年2月20日（金）17時まで

提出は、「7 提出先」まで持参または郵送すること。

※郵送の場合、提出期限当日必着とする。

【提出書類】

① 奄美市「食」の自立支援事業 事業実施提案書 1部

② 週間献立表の栄養価算定 1部

4 審査等

(1) 審査の方法

① 奄美市「食」の自立支援事業委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、ヒアリングを行い、総合的に評価します。

②評価基準

評価項目	評価内容	配点
企業概要・実績	①経営基盤の安定性	10
	②配食・給食事業の実績	
実施体制	①管理栄養士・栄養士の配置	10
	②人員体制	
食事の内容	①衛生管理	50
	②食事の特色	
	③高齢者用メニューの対応	
	④栄養バランスの確保	
	⑤高齢者への食の考え方	
配達体制	①配食可能地域の範囲	10
	②配食可能曜日	
安否確認	①弁当受け渡し方法	20
	②不在時の対応	
	③緊急時対応	
		100

- ③選定委員会各委員の評価点合計の平均点（小数点以下四捨五入）が基準点以上である応募事業者を事業実施候補者として選定します。
- ④複数の応募事業者から申請があり、配食地区が重なった場合は、評価点が高い応募事業者を事業実施候補者として選定します。

（2）その他

- ① 審査の結果、市は選定された事業実施候補者と事業実施に係る協議を行います。この場合において、市が当該事業者に事業を実施するうえでの条件を付する場合があります。また、当該協議が合意に至らない場合は、次に評価点が高い者から順に交渉を行うこととします。
- ② 応募事業者が1者であっても本公募は実施し、審査の結果、事業を適切に実施できると判断された場合は、当該事業者を事業実施候補者として選定します。

(3) スケジュール

項目	期限等
参加申込書提出期限	令和8年2月10日(火)
質問受付開始	令和8年2月12日(木)
質問受付期限	令和8年2月18日(水)
質問回答期限	令和8年2月19日(木)
事業実施提案書提出期限	令和8年2月20日(金)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年2月25日(水)
選定結果通知	令和8年2月25日(水)
事業開始準備期間	令和8年3月中

5 1食あたり事業者収入

- (1) 事業者の収入は1食につき 委託料と利用者負担金の合計960円
※消費税を含む
事業者収入960円の内訳は、
概ね弁当代500円、配送及び事務費460円

6 その他

- ① 提出書類等の作成および提出に係る費用は、事業者の負担とします。
- ② 提出書類等に虚偽の記載をした場合または重大な不備があった場合は、無効とします。
- ③ 必要に応じて、追加資料等の提出を求める場合があります。
- ④ 提出書類等は、当該募集に係る事項以外に応募者に無断で使用することはありません。
- ⑤ 提出書類等は、返却できません。

7 提出先

奄美市役所保健福祉部高齢者福祉課（市本庁舎2階）

電話：0997-52-1111 内線5030 担当 宇田・祈

メール：korei@city.amami.lg.jp